

大学共同利用機関法人自然科学研究機構の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 役員報酬の支給水準の設定についての考え方

当機構は、研究者コミュニティによって運営され、国内外の研究者に研究の場を提供し、天文学、核融合科学、物質化学、生命科学等の自然科学研究分野の先端的な共同研究を行う中核的研究拠点として研究・教育事業を実施している。役員報酬水準を検討するに当たって、同じ大学共同利用機関法人である他の3機構（人間文化研究機構、高エネルギー加速器研究機構及び情報・システム研究機構）等を参考とした。

(1) 他の3機構も当機構と同様、研究者コミュニティによって運営され、国内外の研究者に研究の場を提供し、各分野の先端的な共同研究を行う中核的研究拠点として研究・教育事業を実施している。

各機構の公表資料によれば、平成25年度の3機構の長の平均年間報酬額は16,727千円であり、公表対象年度の役員報酬規程に記載された本俸額等を勘案すると平均で18,739千円と推定される。

同様の考え方により、理事については平均で15,409千円と推定される。

(2) 事務次官年間報酬額・・・22,652千円

② 平成26年度における役員報酬についての業績反映のさせ方（業績給の仕組み及び導入実績を含む。）

当機構においては、勤勉手当の成績率について自然科学研究機構役員給与規程（以下「役員給与規程」という。）により、職務実績を勘案して、経営協議会に諮ることにより6月期については、成績が優秀な場合は、100分の83.5以上100分の155以下、成績が良好でない場合は、100分の75未満、また12月期については、成績が優秀な場合は100分の85以上、100分の185以下、成績が良好でない場合は、100分の87.5未満の範囲内で増額又は減額することができることになっている。

平成26年度においては顕著な業績や業績不振とされることがなかったため、勤勉手当の増額又は減額は行わなかった。

③ 役員報酬基準の内容及び平成26年度における改定内容

法人の長

役員報酬支給基準は、役員給与規程により、本給、特別調整手当、広域異動手当、通勤手当、単身赴任手当、期末手当及び勤勉手当から構成されている。

期末手当については、役員給与規程により期末手当基礎額（本給+特別調整手当+広域異動手当+役職段階別加算額(20%)+管理職加算額(25%)）に6月期については、100分の62.5を乗じ、12月期については、100分の77.5を乗じ、さらに基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職に応じた割合を乗じて得た額とし、勤勉手当については、役員給与規程により勤勉手当基礎額（本給+特別調整手当+広域異動手当+役職段階別加算額(20%)+管理職加算額(25%)）に基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職に応じた割合を乗じ、さらに成績率（平成26年度の実績としては、6月期については、100分の72.5、12月期については、100分の87.5）を乗じて得た額としている。

なお、平成26年度では、給与臨時特例法に準じて、平成24年5月から実施していた減額措置を国家公務員同様、平成26年3月末をもって終了した。また人事院勧告に伴う給与法の改定に準じた勤勉手当支給率の引き上げ（年間0.15月分）を実施した。

理事

役員報酬支給基準は、法人の長と同様、本給、特別調整手当、広域異動手当、通勤手当、単身赴任手当、期末手当及び勤勉手当から構成されている。

期末手当・勤勉手当についても法人の長と同様の方法で算定した額を支給している。

なお、平成26年度では、法人の長と同様に、給与臨時特例法に準じて、平成24年5月から実施していた減額措置を国家公務員同様、平成26年3月末をもって終了した。また人事院勧告に準じた勤勉手当支給率の引き上げ(年間0.15月分)を実施した。

理事(非常勤)

役員報酬基準は、非常勤理事手当(日額:37,000円)から構成されている。

平成26年度では、常勤役職員が給与臨時特例法に準じて、平成24年5月から減額措置を行っていたことに鑑み、非常勤役員についてもほぼ同様の減額措置を行っていたが、常勤役職員同様、平成26年3月末をもって終了した。

監事

該当者なし

監事(非常勤)

役員報酬基準は、非常勤監事手当(日額:37,000円)から構成されている。

平成26年度では、常勤役職員が給与臨時特例法に準じて、平成24年5月から減額措置を行っていたことに鑑み、非常勤役員についてもほぼ同様の減額措置を行っていたが、常勤役職員同様、平成26年3月末をもって終了した。

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成26年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
法人の長	千円 18,851	千円 11,808	千円 4,918	千円 2,125 (特別調整手当)			
A理事	千円 14,976	千円 9,312	千円 3,878	千円 1,676 (特別調整手当) 110 (通勤手当)			◇
B理事	千円 15,592	千円 10,944	千円 4,032	千円 218 (特別調整手当) 396 (通勤手当)		3月31日	
C理事	千円 15,622	千円 10,944	千円 4,131	千円 547 (特別調整手当)			※
D理事 (非常勤)	千円 2,997	千円 2,997	千円 ()	千円 ()			※
E理事 (非常勤)	千円 3,515	千円 3,515	千円 ()	千円 ()			※
A監事 (非常勤)	千円 3,848	千円 3,848	千円 ()	千円 ()			※
B監事 (非常勤)	千円 1,998	千円 1,998	千円 ()	千円 ()			

- 注1:「特別調整手当」とは民間における賃金、物価及び生産費が特に高い地域に在勤する役員に支給されているものである。
- 注2:「前職」欄の「◇」は役員出向者(本府省庁課長・企画官相当職以上)であること、「※」は、独立行政法人等の退職者であることを示す。
- 注3:総額、各内訳について千円未満切り捨てのため、総額と各内訳の合計額は必ずしも一致しない。

3 役員の報酬水準の妥当性について

【法人の検証結果】

法人の長

自然科学研究機構は、天文学、核融合科学、物質科学、生命科学等、自然科学研究分野の卓越した拠点として、先端的で独創的な学術研究を持続的に推進することを使命とし、国公立大学をはじめとする我が国の研究者コミュニティに研究データを公開提供するとともに、多くの情報を発信することや、大規模な研究施設・設備を設置・運営し、これらを全国の大学等の研究者の共同利用に供することにより、大学の研究者等との共同研究を行い、機構長のリーダーシップの下で世界をリードする研究を推進している。

そうした中で、自然科学研究機構長は、職員数約800名の法人の代表として、その業務を総理し、経営責任者と研究教育活動の責任者の職務を同時に担っている。

自然科学研究機構では、機構長の報酬月額、法人化以前当機構の岡崎3研究所により構成されていた岡崎国立共同研究機構長に適用されていた国家公務員指定職俸給表の俸給月額を踏まえて決定しているが、機構長の上記職務は、法人化以前の岡崎国立共同研究機構長の職務と比較しても同等以上の職務内容・職責を負っているとと言える。

また、機構長の年収報酬額は、他の大学共同利用機関法人の長の平均報酬水準と比較すると概ね同水準であること、人数規模が同規模である民間企業役員報酬28,030千円と比較した場合、その水準以下であり、また、事務次官の年間給与額22,652千円と比べても水準以下となっている。

こうした職務内容の特性や他の大学共同利用機関法人等との比較を踏まえると、報酬水準は妥当であると考えられる。

理事

理事は機構長を補佐し、大学共同利用機関法人の業務を掌理し、機構長に事故があるときはその職務を代理し、機構長が欠員のときはその職務を行っている。

理事の報酬月額是国家公務員指定職俸給表の俸給月額を踏まえ、職務の内容等を勘案し、705,000円から894,000円の範囲で、決定している。

また3名の理事の年間報酬等の総額の平均は約15,397千円であり、他の大学共同利用機関法人の理事の年間報酬等の総額の平均と比べても概ね同水準であること、人数規模が同規模である民間企業役員報酬28,030千円と比較しても、その水準以下であり、また事務次官の年間給与額22,652千円と比べても水準以下となっている。

こうした職務内容の特性や他の大学共同利用機関法人等との比較を踏まえると、報酬水準は妥当であると考えられる。

理事(非常勤)

理事(非常勤)は、理事と同様の職務を非常勤として行っている。

理事(非常勤)の日給額は、国家公務員指定職俸給表の俸給月額を参考に、日額を算定している。

職責等を総合的に勘案すると、理事(非常勤)についての報酬水準は妥当であると考えられる。

監事

該当者なし

監事(非常勤)

監事(非常勤)は、機構の業務を監査し、監査の結果必要があると認めるときは、機構長又は文部科学大臣に意見を提出する職務を非常勤として行っている。

監事(非常勤)の日給額は、国家公務員指定職俸給表の俸給月額を参考に、日額を算定している。

職責等を総合的に勘案すると、監事(非常勤)についての報酬水準は妥当であると考えられる。

【文部科学大臣の検証結果】

職務内容の特性や国家公務員指定職適用官職、他の同規模の国立大学法人等、民間企業との比較などを考慮すると役員の報酬水準は妥当であると考えられる。

4 役員の退職手当の支給状況(平成26年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	前職
	千円	年	月			
法人の長	該当者なし					
理事A	該当者なし					
監事A	該当者なし					

5 退職手当の水準の妥当性について

【文部科学大臣の判断理由等】

区分	判断理由
法人の長	該当者なし
理事A	該当者なし
理事B	該当者なし

6 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

当機構においては、勤勉手当の成績率について自然科学研究機構役員給与規程により、職務実績を勘案して、経営協議会に諮ることにより6月期については、成績が優秀な場合は、100分の83.5以上100分の155以下、成績が良好でない場合は、100分の75未満、12月期については、成績が優秀な場合は100分の85以上、100分の185以下、成績が良好でない場合は、100分の87.5未満の範囲内で増額又は減額することができることになっている。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 職員給与の支給水準の設定等についての考え方

当機構の給与水準を検討するにあたって、他の大学共同利用機関法人、国家公務員のほか、平成26年度職種別民間給与実態調査によるデータのうち、企業規模別(当該法人500人以上)・職種別平均給与額を参考にした。

(1)他の大学共同利用機関法人・・・他の大学共同利用機関法人である人間文化研究機構、高エネルギー加速器研究機構及び情報・システム研究機構も当機構と同様、研究者コミュニティによって運営され、国内外の研究者に研究の場を提供し、各分野の先端的な共同研究を行う中核的研究拠点として研究・教育事業を実施している。

(2)国家公務員・・・平成25年度において国家公務員のうち行政職俸給表(一)の平均給与月額は、408,472円、全体の平均給与月額は、415,426円となっている。

(3)職種別民間給与実態調査において、当該法人と同等の規模や職種の大学卒の4月の平均支給額は事務部長で838,170円、事務課長で666,320円、事務課長代理で560,104円、事務係長で490,075円、事務主任で446,750円、事務係員で365,761円となっている。

② 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方(業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

当機構においては、職員の勤務成績の給与への反映方法として、昇級、昇給、勤勉手当を対象に下記のように勤務成績の評定の結果を考慮し、下記のような制度内容で実施している。

昇 級:勤務成績が良好でかつ昇級基準を満たしている場合、その者の資格に応じて1級上位の級に昇級させることができる。

昇 給:昇給日(1月1日)前1年間における勤務成績に応じて、上位の号給に昇給させることができる。

勤勉手当:勤務評定等の結果を受け、基準日(6月1日、12月1日)前6箇月間に応じて支給割合(成績率)を決定する。

また平成27年1月より、研究教育職員を対象とした年俸制度を導入したことに伴い、当該職員の基本給の改定及び業績給については、下記のとおりとしている。

基本給の改定:毎年4月1日に評価区分(SSS、SS、S、A、B、C、D)に応じて、最大+4号給から-1号給の範囲以内で改定することができる。

業績給 :毎年1月1日(以下「評価基準日」という。)において評価基準日の属する年度の4月から翌年の3月までの期間における業績評価を勘案し、決定する。

③ 給与制度の内容及び平成26年度における主な改定内容

自然科学研究機構職員給与規程に則り、本給(本給の調整額含む)及び諸手当(扶養手当、管理職手当、特別調整手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在勤手当、特殊勤務手当、衛生管理者手当、特勤勤務手当、準特勤勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、半日直手当、管理職員特別勤務手当、初任給調整手当、期末手当、勤勉手当及び寒冷地手当)としている。

期末手当については、期末手当基礎額(本給の月額+扶養手当+特別調整手当+広域異動手当+役職段階別加算額+管理職加算額)に6月に支給する場合においては100分の122.5(特定管理職員(一般職(一))7級以上の局次長、センター長、部長及び研究教育職員の副台長、一部の副所長及び研究総主幹が該当)は、100分の102.5)、12月に支給する場合においては100分の137.5(特定管理職員は100分の117.5)を乗じ、さらに基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じて得た額としている。

勤勉手当については、勤勉手当基礎額(本給の月額+特別調整手当+広域異動手当+役職段階別加算額+管理職加算額)に基準日以前6箇月以内のその者の勤務期間に応じた割合を乗じ、さらに基準日以前6箇月以内の職員の区分別の成績率を乗じて得た額としている。

なお、平成26年度における主な改定内容は以下のとおりである。

○給与臨時特例法に準じて平成24年5月から実施していた減額措置を国家公務員同様、平成26年3月末をもって終了。

○給与構造の改革により、平成18年4月1日の本給の切替えに伴う経過措置の差額の支給を平成26年3月末をもって終了。

○平成26年10月1日よりハワイ・チリ手当を廃止し、外務公務員に準じた在勤手当を創設。

○国家公務員の人事院勧告に準じて下記の措置を実施した。

1. 本給表の引き上げ

一般職(一)、一般職(二)、研究教育職の本給表について若年層を重点において平均0.3%の引き上げを平成26年4月1日に遡って実施。

2. 初任給調整手当の引き上げ

支給月額の最大限度を50、300円へ引き上げ(最大+300円)を平成26年4月1日に遡って実施。

3. 通勤手当の引き上げ

交通用具使用者に係る通勤手当について、使用距離の区分に応じ100円から7、100円の幅で引き上げを平成26年4月1日に遡って実施。

4. 勤勉手当の引き上げ

勤勉手当の支給割合を3.95月分から4.10月分(+0.15月分)へ引き上げを12月期賞与で実施。

5. 昇給抑制

平成27年1月1日の昇給を1号抑制

○研究教育職員を対象とした年俸制度を導入

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成26年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
常勤職員	人 662	歳 45.9	千円 7,148	千円 5,299	千円 114	千円 1,849
事務・技術	人 288	歳 43.6	千円 5,932	千円 4,433	千円 141	千円 1,499
教育職種 (大学教員)	人 373	歳 47.6	千円 8,090	千円 5,969	千円 94	千円 2,121
技能・労務職種	人 1	歳	千円	千円	千円	千円

在外職員	人 28	歳 46.1	千円 10,813	千円 8,983	千円 0	千円 1,830
------	---------	-----------	--------------	-------------	---------	-------------

非常勤職員	人 11	歳 55.4	千円 5,007	千円 3,838	千円 123	千円 1,169
事務・技術	人 5	歳 59.3	千円 3,909	千円 3,200	千円 175	千円 709
教育職種 (大学教員)	人 6	歳 52.2	千円 5,921	千円 4,369	千円 79	千円 1,552

注1:常勤職員については、在外職員を除く。

注2:「技能・労務職種」とは、自動車運転手の業務を行う職種を示す。

注3:常勤職員の技能・労務職種については、該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、人数以外は記載していない。

注4:該当者がいない区分(任期付職員及び再任用職員)、区分中の該当者のいない職種(常勤職員、非常勤職員中の医療職種(病院医師)、医療職種(病院看護師))については、省略した。

【年俸制適用者】

区分	人員	平均年齢	平成26年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
在外職員	人 1	歳	千円	千円	千円	千円

任期付職員	人 118	歳 41.3	千円 5,925	千円 5,925	千円 106	千円 0
年俸制職員	人 100	歳 39	千円 5,512	千円 5,512	千円 95	千円 0
URA職員	人 18	歳 53.8	千円 8,219	千円 8,219	千円 166	千円 0

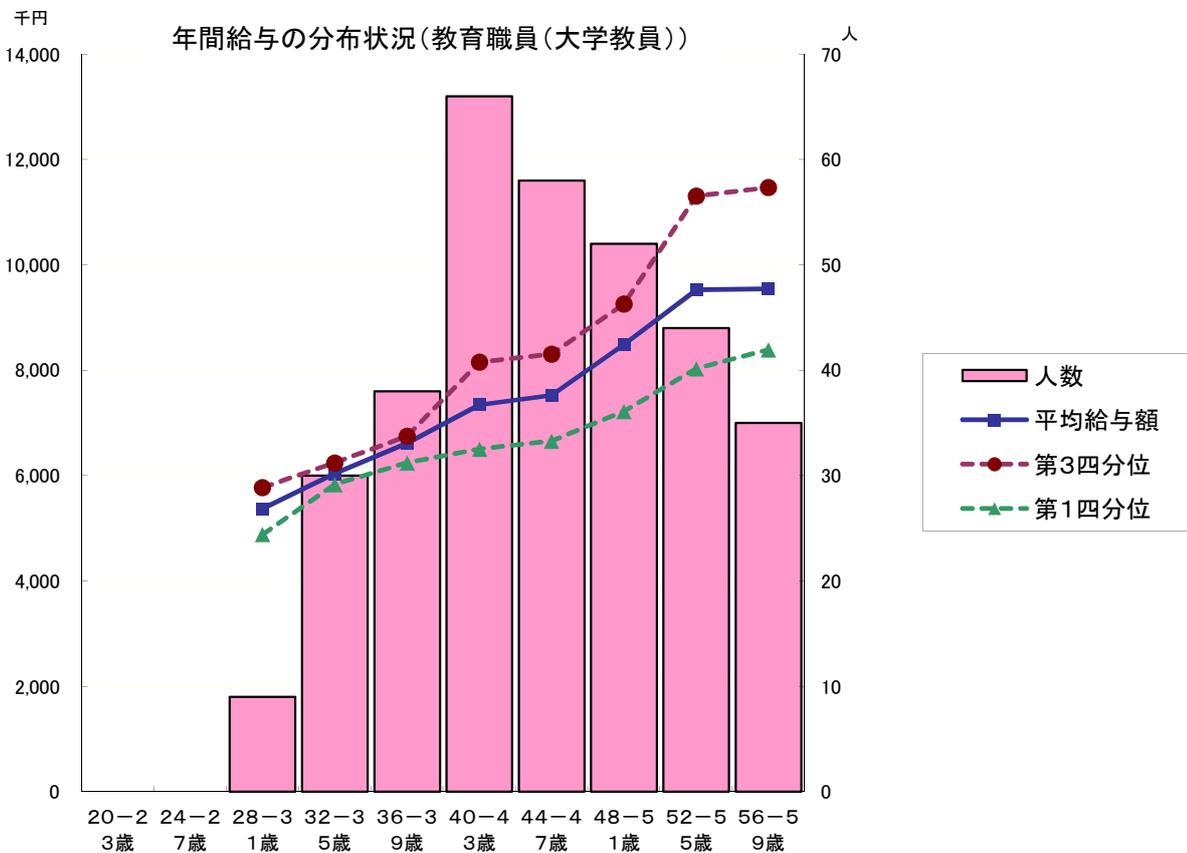
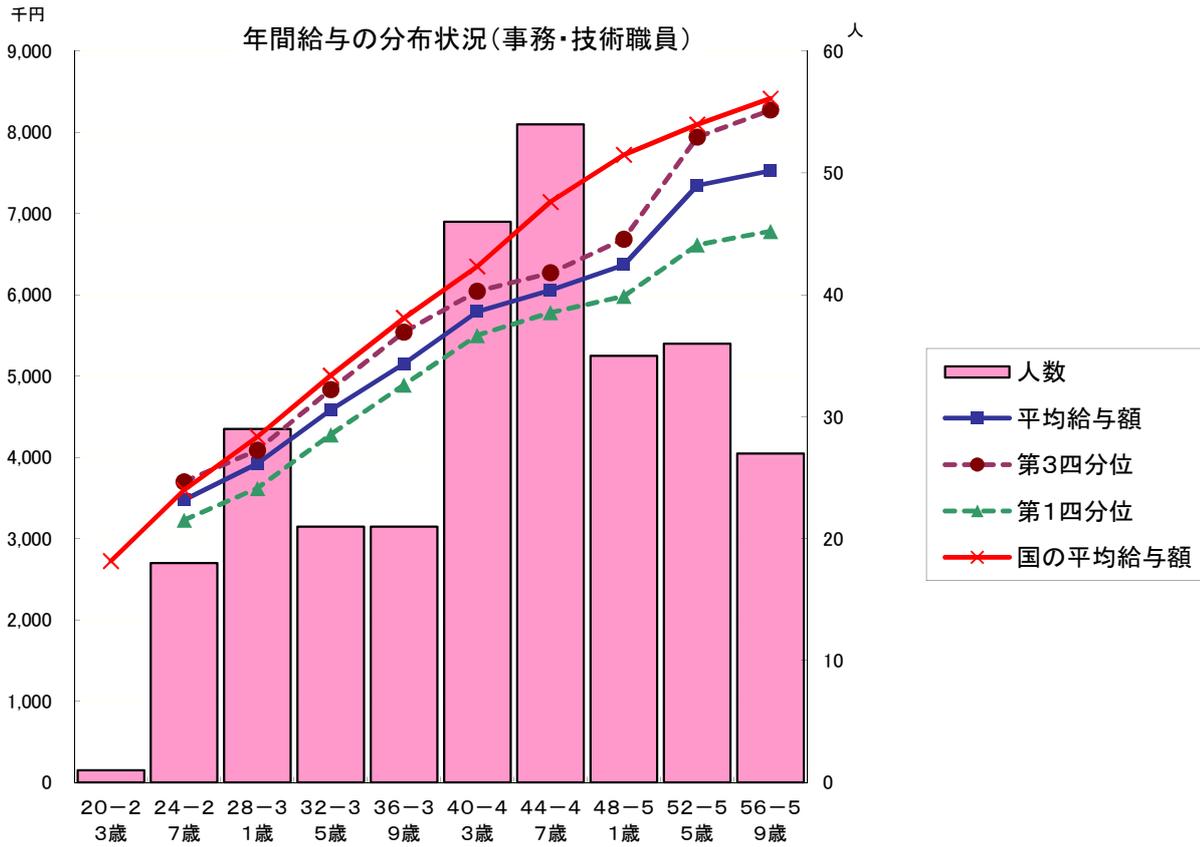
注1:常勤職員、再任用職員及び非常勤職員には該当がないため、表を省略した。

注2:年俸制適用者の在外職員については、該当者が2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、人数以外は記載していない。

注3:「年俸制職員」とは、特定の研究・プロジェクト等の研究教育又は研究に従事する者や高度な専門的知識を必要とする業務を行う職種を示す

注4:「URA職員」とは、研究力強化のための事業の業務を行う職種を示す

② 年齢別年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員))[在外職員、任期付職員を除く。以下、④まで同じ。]



注1:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、④まで同じ。

注2:事務・技術職員の20~23歳の該当者は1人のため、当該個人情報に関する情報が特定される可能性があることから、年間給与については表示していない

③ 職位別年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	年間給与額	
			平均	(最高～最低)
	人	歳	千円	千円
部長	4	55.3	10,099	10,995～9,342
課長	23	54.3	8,165	9,235～6,886
課長補佐	34	53.4	6,869	7,941～5,745
係長	95	46.2	6,049	7,114～4,488
主任	12	34.2	4,633	5,144～4,135
係員	120	37.3	4,798	6,651～2,420

(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	年間給与額	
			平均	(最高～最低)
	人	歳	千円	千円
教授	89	54.7	10,644	13,116～8,233
准教授	104	49.1	8,322	9,898～6,015
助教	180	43.2	6,499	7,537～4,827

④ 賞与(平成26年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 61.9	% 59.9	% 60.8
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 38.1	% 40.1	% 39.2
	最高～最低	% 50.1～32.9	% 50.0～34.9	% 50.1～34.0
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 63.7	% 62.4	% 63.0
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 36.3	% 37.6	% 37.0
	最高～最低	% 44.1～32.0	% 44.6～34.0	% 42.4～33.1

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 61.6	% 60.5	% 61.0
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 38.4	% 39.5	% 39.0
	最高～最低	% 50.4～32.9	% 52.5～34.9	% 51.5～34.0
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 64.4	% 62.8	% 63.6
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.6	% 37.2	% 36.4
	最高～最低	% 43.7～30.3	% 44.6～34.5	% 42.7～33.3

3 給与水準の妥当性の検証等

事務・技術職員

項目	内容
対国家公務員 指数の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・年齢勘案 88.5 ・年齢・地域勘案 93.9 ・年齢・学歴勘案 87.1 ・年齢・地域・学歴勘案 93.3 (参考) 対他法人 100.5
国に比べて給与水準が 高くなっている理由	—
給与水準の妥当性の 検証	<p>【支出予算の総額に占める国からの財政支出割合 90.6%】 (国からの財政支出額 38,715,549千円、支出予算の総額 42,718,844千円：平成26年度予算)</p> <p>【累積欠損額 0円(平成25年度決算)】</p> <p>【管理職の割合 11.3%(常勤職員数 662名中 75名)】</p> <p>【大卒以上の高学歴者の割合 85.5%(常勤職員数 662名中 566名)】</p> <p>【支出総額に占める給与・報酬等支給総額の割合 14.2%】 (支出総額 38,767百万円、給与報酬等支給総額 5,511,951千円：平成25年度決算)</p> <p>(法人の検証結果) 当機構においては、原則的に国家公務員の給与水準に準拠して決定しており、対国家公務員のラスパイレス指数を全ての事項で下回っていること、対他法人においては若干上回っているものの、民間との職位別と比較しても下回っていることから、職員の給与水準については妥当であると考えられる。</p> <p>(文部科学大臣の検証結果) 給与水準の比較指標では国家公務員の水準未満となっていること等から給与水準は適正であると考え。引き続き適正な給与水準の維持に努めていきたい。</p>
講ずる措置	今後も適切な給与水準の維持に努める

○教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指標 92.6

(注)上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成26年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

4 モデル給与

事務・技術職員

- 22歳(大卒初任給、独身)
月額 174,200円, 年間給与 2,576,339円
- 35歳(本部主任、配偶者・子1人)
月額 340,666円, 年間給与 5,495,310円
- 45歳(本部係長、配偶者・子2人)
月額 424,328円, 年間給与 6,849,697円

教育職員(大学教員)

- 22歳(大卒初任給、独身)
月額 207,000円, 年間給与 3,049,316円
- 35歳(助教、配偶者・子1人)
月額 406,982円, 年間給与 6,584,097円
- 45歳(准教授、配偶者・子2人)
月額 545,042円, 年間給与 8,916,006円

5 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

平成27年1月より、研究教育職員を対象とした年俸制度を導入したことに伴い、当該年俸制職員の基本給の改定及び業績給については、下記のとおりとしている。

- 基本給の改定: 毎年4月1日に評価区分(SSS、SS、S、A、B、C、D)に応じて、
最大+4号給から-1号給の範囲以内で改定することができる。
- 業績給 : 毎年1月1日(以下「評価基準日」という。)において評価基準日の
属する年度の4月から翌年の3月までの期間における業績評価を
勘案し、決定する。

III 総人件費について

区 分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 6,096,930	千円 6,172,630	千円 5,644,810	千円 5,511,951	千円 6,162,646	千円
退職手当支給額 (B)	千円 264,864	千円 879,847	千円 628,119	千円 237,807	千円 505,192	千円
非常勤役職員等給与 (C)	千円 2,954,643	千円 3,031,685	千円 3,296,135	千円 4,053,608	千円 4,693,019	千円
福利厚生費 (D)	千円 1,043,684	千円 1,106,012	千円 1,086,726	千円 1,128,254	千円 1,230,095	千円
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 10,360,121	千円 11,190,174	千円 10,655,790	千円 10,931,621	千円 12,590,954	千円

総人件費について参考となる事項

「給与、報酬等支給総額」及び「最広義人件費」に係る対前年度比及び増減要因

①「給与、報酬等支給総額」

前年度比 650,695千円増(11.8%増)
増減要因

- ・給与臨時特例法終了に伴う支給増
- ・人事院勧告に準じて実施した本給・初任給調整手当・交通用具使用者に係る通勤手当、勤勉手当引上げに伴う支給増
- ・平成27年1月に導入した研究教育職員を対象とした年俸制度に切替えた職員の給与に退職手当相当額が含まれていることによる支給増

②「最広義人件費」

前年度比 1,659,333千円増(11.5%増)
増減要因

- ・上記①の要因に係る「給与、報酬等支給総額」の増
- ・前年度に比べ、定年退職者及び応募認定退職者増加に伴う「退職手当支給額」の増
- ・年俸制職員増加に伴う「非常勤役職員等給与」の増
- ・「給与、報酬等支給総額」及び「非常勤役職員等給与」の支給増加に伴う法定福利費の支出増に伴う「福利厚生費」の増

IV その他

特になし